資料２－２

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に
掲げる協議が整っていることの証明書

令和５年１０月１３日に開催された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条に規定する協議会において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

１．協議が整っている運送区間又は運送区域

室蘭市内

２．協議が整っている運送しようとする旅客

令和5年度 買い物・飲食連携型タクシーサービスの会員

３．協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

■参画事業者が北海道運輸局より認可を受けている運賃を基本とし、以下のとおり運賃を計算するものとする。なお、障がい者割引、遠距離割引は適用するものとするが、その他割引及びタクシーチケットの使用はできないものとする。
※10円未満は四捨五入
※ルート距離が初乗距離未満の場合は、初乗運賃600円を適用
（初乗運賃 +((ルート距離 － 初乗距離) / 加算距離) × 加算運賃) × 係数
例：(600円 +((　●●●m － 1,237m) /　303m　) ×　100円　) ×　1.05
●は走行距離

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用する期間：令和6年2月19日～令和6年3月15日
（10:00から24:00まで　土日祝日除く）

令和　　年　　月　　日

室蘭市地域公共交通活性化協議会

会長　　有　村　幹　治　　㊞